

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	現 行	改 正 案	備考
	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針等</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針等</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 災害の想定</p> <p>第5節 市地域防災計画の修正</p> <p>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</p> <p>第1節 防災の基本理念</p> <p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>第2章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>第2節 防災知識の普及</p> <p>第3章 避難対策</p> <p>第1節 避難に関する計画</p> <p>第2節 必需物資の確保対策</p> <p>(追加)</p> <p>第4章 要配慮者対策</p> <p>第5章 帰宅困難者対策</p> <p>第6章 文教対策</p> <p>第7章 都市の防災性の向上</p> <p>第1節 防災街区等整備対策</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針等</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針等</p> <p>第3節 計画の構成</p> <p>第4節 災害の想定</p> <p>第5節 市地域防災計画の修正</p> <p>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項</p> <p>第1節 防災の基本理念</p> <p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><u>第1節 実施責任</u></p> <p><u>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</u></p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>第2章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>第2節 防災知識の普及</p> <p>第3章 避難対策</p> <p>第1節 避難に関する計画</p> <p>第2節 必需物資の確保対策</p> <p>第4章 <u>避難行動の促進対策</u></p> <p><u>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</u></p> <p><u>第2節 避難場所及び避難道路の指定等</u></p> <p><u>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</u></p> <p><u>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</u></p> <p><u>第5節 避難に関する意識啓発</u></p> <p>第5章 要配慮者対策</p> <p>第6章 帰宅困難者対策</p> <p>第7章 文教対策</p> <p>第8章 都市の防災性の向上</p> <p>第1節 防災街区等整備対策</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<p>第2節 都市防災化計画</p> <p>第3節 都市排水対策</p> <p>第4節 地下空間の浸水対策</p> <p>第5節 被災宅地対策</p> <p>第8章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 交通施設対策</p> <p>第2節 ライフライン施設対策</p> <p>第3節 文化財保護対策</p> <p>第4節 防災建造物整備対策</p> <p>第9章 防災設備等の整備</p> <p>第1節 防災施設、設備等の整備計画</p> <p>第2節 災害用資材、機材等の整備点検計画</p> <p>第10章 水害予防対策</p> <p>第1節 河川等の防災対策</p> <p>第2節 道路、橋梁対策</p> <p>第3節 治山対策</p> <p>第4節 砂防対策</p> <p>第5節 農地防災対策</p> <p>第11章 事故・火災等予防対策</p> <p>第1節 鉄道災害対策</p> <p>第2節 道路災害対策</p> <p>第3節 火災予防対策</p> <p>第12章 広域応援体制の整備</p> <p>第1節 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 救護隊等による協力体制の整備</p> <p>第13章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動体制（組織の動員配備）</p> <p>第1節 災害対策本部の組織等</p> <p>第2節 非常配備の体制等</p> <p>第2章 気象情報等の伝達</p> <p>第3章 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第4章 水防</p> <p>第5章 消防</p> <p>第6章 広報</p> <p>第7章 避難</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>第2節 避難所の開設</p>	<p>第2節 都市防災化計画</p> <p>第3節 都市排水対策</p> <p>第4節 地下空間の浸水対策</p> <p>第5節 被災宅地対策</p> <p>第9章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 交通施設対策</p> <p>第2節 ライフライン施設対策</p> <p>第3節 文化財保護対策</p> <p>第4節 防災建造物整備対策</p> <p>第10章 防災設備等の整備</p> <p>第1節 防災施設、設備等の整備計画</p> <p>第2節 災害用資材、機材等の整備点検計画</p> <p>第11章 水害予防対策</p> <p>第1節 河川等の防災対策</p> <p>第2節 道路、橋梁対策</p> <p>第3節 治山対策</p> <p>第4節 砂防対策</p> <p>第5節 農地防災対策</p> <p>第12章 事故・火災等予防対策</p> <p>第1節 鉄道災害対策</p> <p>第2節 道路災害対策</p> <p>第3節 火災予防対策</p> <p>第13章 広域応援体制の整備</p> <p>第1節 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 救護隊等による協力体制の整備</p> <p>第14章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動体制（組織の動員配備）</p> <p>第1節 災害対策本部の組織等</p> <p>第2節 非常配備の体制等</p> <p>第2章 気象情報等の伝達</p> <p>第3章 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第4章 水防</p> <p>第5章 消防</p> <p>第6章 広報</p> <p>第7章 避難</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>第2節 避難所の開設・運営</p>
--	--

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

第8章 要配慮者支援対策	第8章 要配慮者支援対策
第9章 帰宅困難者対策	第9章 帰宅困難者対策
第10章 救出	第10章 救出
第11章 医療救護・防疫・保健衛生	第11章 医療救護・防疫・保健衛生
第1節 医療救護	第1節 医療救護
第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生
第12章 水・食品・生活必需品の供給	第12章 水・食品・生活必需品の供給
第1節 給水	第1節 給水
第2節 食品の供給	第2節 食品の供給
第3節 生活必需品の供給	第3節 生活必需品の供給
第13章 輸送対策	第13章 輸送対策
第14章 交通施設対策	第14章 交通施設対策
第15章 ライフライン施設等の応急対策	第15章 ライフライン施設等の応急対策
第1節 電力施設対策	第1節 電力施設対策
第2節 ガス施設対策	第2節 ガス施設対策
第3節 水道対策	第3節 水道対策
第4節 下水道等対策	第4節 下水道等対策
第5節 一般通信施設等の対策	第5節 一般通信施設等の対策
第16章 ボランティアの受入計画	第16章 ボランティアの受入計画
第17章 応援協力・派遣要請	第17章 応援協力・派遣要請
第1節 広域応援の要請	第1節 広域応援の要請
第2節 職員派遣の要請等	第2節 職員派遣の要請等
第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣
第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備
第18章 清掃	第18章 清掃
第19章 遺体の取扱い	第19章 遺体の取扱い
第1節 捜索	第1節 捜索
第2節 遺体の処置	第2節 遺体の処置
第3節 遺体の埋火葬	第3節 遺体の埋火葬
第20章 被災宅地の応急危険度判定	第20章 被災宅地の応急危険度判定
第21章 住宅対策	第21章 住宅対策
第1節 被災住宅等の調査	第1節 被災住宅等の調査
第2節 応急仮設住宅の供与	第2節 応急仮設住宅の供与
第3節 住宅の応急修理	第3節 住宅の応急修理
第4節 障害物の除去	第4節 障害物の除去
第22章 防災営農	第22章 防災営農
第23章 文教災害対策	第23章 学校における対策
第24章 鉄道災害対策	第24章 鉄道災害対策
第25章 道路災害対策	第25章 道路災害対策

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	<p>第26章 航空災害対策</p> <p>第27章 危険物等災害対策</p> <p>第28章 大規模火災及び林野火災対策</p> <p>第1節 大規模な火事災害対策</p> <p>第2節 林野火災対策</p> <p>第29章 防災ヘリコプターの活用</p> <p>第30章 災害救助法の適用</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1章 公共施設災害復旧事業</p> <p>第2章 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第5編 原子力災害対策計画</p> <p>第1章 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>第2章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p>	<p>第26章 航空災害対策</p> <p>第27章 危険物等災害対策</p> <p>第28章 大規模火災及び林野火災対策</p> <p>第1節 大規模な火事災害対策</p> <p>第2節 林野火災対策</p> <p>第29章 航空機の活用</p> <p>第30章 災害救助法の適用</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1章 公共施設災害復旧事業</p> <p>第2章 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第5編 原子力災害対策計画</p> <p>第1章 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>第2章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p>	
1-1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針等</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針等</p> <p>(追加)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針等</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針等</p> <p><u>1. 地域防災計画 -風水害・原子力等災害対策計画-</u></p> <p><u>2 他計画との関係</u></p> <p><u>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</u></p> <p><u>(2) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。</u></p>	
1-2	<p>第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	
1-7	<p><u>2. 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</u></p>	<p>2. 県</p>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

（追加）

① 県

- ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- イ 災害広報を行う。
- ウ 避難の勧告、指示を代行することができる。
- エ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- オ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- カ 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- キ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
- ク 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ケ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- コ 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- サ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- シ 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- ス 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- セ 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ソ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- タ 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- チ 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- ツ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- テ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- ト 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編

1-8	<p>成し、被害状況の把握を行う。</p> <p>ナ 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。</p> <p>ニ 名古屋飛行場の防災対策を実施する。</p> <p>ヌ 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。</p> <p>② 県警察</p> <p>ア 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関するを行う。</p> <p>イ 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。</p> <p>ウ 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。</p> <p>エ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。</p> <p>オ 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</p> <p>カ 人命救助を行う。</p> <p>キ 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。</p> <p>ク 災害時における交通秩序の保持を行う。</p> <p>ケ 警察広報を行う。</p> <p>コ 災害時における各種犯罪の取締りを行う。</p> <p>サ 他の機関の行う災害応急対策に対する協力をを行う。</p> <p>シ 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。</p> <p>ス 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</p>
-----	---

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

（追加）

3. 指定地方行政機関

① 中部森林管理局

ア 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

イ 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。

ウ 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。

エ 知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

② 中部運輸局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。

ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。

オ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。

カ 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保する

1-9

ため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う
回輸送、代替輸送等の指導を行う。

ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できる
よう、関係運送事業者団体及び運送事業者との
連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両
等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努め
る。

コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送
事業者に対する輸送命令を発する。

サ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派
遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な
把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早
期復旧その他災害応急対策を支援する。

③ 大阪航空局中部空港事務所

ア 航空保安施設の管理運用を行う。

イ 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を
確保するために必要な情報の提供を行う。

ウ 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持す
るために航空交通管制を行う。

エ 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関
に協力する。

オ 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、
緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機
関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適
切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

カ 運輸安全委員会に対する航空機事故調査の
援助を行う。

キ 自衛隊の災害派遣要請を行う。

④ 名古屋地方气象台

ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、
発表をする。

イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図ると
ともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に
努める。

ウ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運
動による地震動に限る)、水象の予報及び特別
警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻
等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関
に伝達するとともに、これらの機関や報道機関

1-10	<p style="text-align: center;"><u>を通じて住民に周知できるよう努める。</u></p> <p>エ <u>木曾川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</u></p> <p>オ <u>新川、天白川、日光川、境川・逢妻川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</u></p> <p>カ <u>愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>キ <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</u></p> <p>ク <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u></p> <p>ケ <u>県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p> <p>⑤ 中部地方整備局</p> <p>ア 災害予防</p> <p style="padding-left: 2em;">i <u>降雨、河川水位などについて観測する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ii <u>木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔木曾川中流・木曾川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路〕氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">iii <u>木曾川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">iv <u>災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">v <u>防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">vi <u>大規模災害による被災施設の復旧等をよ</u></p>
------	--

		<p><u>り迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</u></p> <p>vii <u>災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。</u></p> <p><u>イ 初動対応</u></p> <p><u>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u></p> <p><u>ウ 応急復旧</u></p> <p><u>i 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。</u></p> <p><u>ii 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。</u></p> <p><u>iii 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。</u></p> <p><u>iv 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。</u></p> <p><u>v 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。</u></p> <p><u>vi 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</u></p> <p><u>vii 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>viii 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。</u></p>
--	--	---

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<p>1-12</p>	<p>(追加)</p> <p>① 西日本電信電話株式会社 (略) (追加)</p> <p>② KDD I 株式会社 (略)</p> <p>③ 株式会社NTTドコモ (略) (追加)</p> <p>④ 中部電力株式会社 (略)</p> <p>⑤ 東邦ガス株式会社 (略)</p>	<p>なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。</p> <p>② 日本放送協会</p> <p>ア 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>イ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>ウ 放送施設の保守を行う。</p> <p>③ 西日本電信電話株式会社 (略)</p> <p>④ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</p> <p>⑤ KDD I 株式会社 (略)</p> <p>⑥ 株式会社NTTドコモ (略)</p> <p>⑦ ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。</p> <p>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</p> <p>ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>⑧ 中部電力株式会社 (略)</p> <p>⑨ 東邦ガス株式会社 (略)</p>	
-------------	--	--	--

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	<p>⑥ 日本郵便株式会社</p> <p>災害が発生した場合又はそのおそれがある場合においては、可能なかぎり窓口業務を確保する。また、災害の状況、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>ア、イ、ウ （略）</p> <p>（追加）</p> <p>エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p> <p>（追加）</p>	<p>⑩ 日本郵便株式会社</p> <p>災害が発生した場合又はそのおそれがある場合においては、可能なかぎり窓口業務を確保する。また、災害の状況、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>ア、イ、ウ （略）</p> <p>エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施する。</p> <p>オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p> <p>⑪ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</p>
<p>1-13</p>	<p>(2) 指定地方公共機関</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>●名古屋鉄道株式会社</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>6. 指定地方公共機関</p> <p>① 愛知県土地改良事業団体連合会</p> <p>土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。</p> <p>② 各ガス事業会社</p> <p>ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。</p> <p>イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p>③ 名古屋鉄道株式会社</p> <p>（略）</p> <p>④ 各民間放送及び新聞社</p> <p>日本放送協会に準ずる。</p> <p>⑤ 公益社団法人愛知県医師会</p> <p>ア 医療及び助産活動に協力する。</p> <p>イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。</p> <p>⑥ 一般社団法人愛知県歯科医師会</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>ア 歯科保健医療活動に協力する。</u></p> <p><u>イ 身元確認活動に協力する。</u></p> <p>⑦ 一般社団法人愛知県薬剤師会</p> <p><u>ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。</u></p> <p><u>イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。</u></p> <p>⑧ 公益社団法人愛知県看護協会</p> <p><u>看護活動に協力する。</u></p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県LPガス協会</p> <p><u>ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる。</u></p> <p><u>イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。</u></p>
1-14	<p>(3) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 愛豊歯科医師会</p> <p><u>ア 歯科保健医療活動に協力する。</u></p> <p><u>イ 身元確認活動に協力する。</u></p> <p>⑧ 日進市薬剤師会</p> <p><u>ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。</u></p> <p><u>イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。</u></p> <p>⑨～⑫ (略)</p>	<p>7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 愛豊歯科医師会</p> <p><u>一般社団法人愛知県歯科医師会に準ずる。</u></p> <p>⑧ 日進市薬剤師会</p> <p><u>一般社団法人愛知県薬剤師会に準ずる。</u></p> <p>⑨～⑫ (略)</p>
2-3	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p> <p>1. 自主防災組織に関する計画</p> <p>大規模災害が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れることや、阻害されることが予想される。このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2) 自主防災組織と防災関係団体等とのネットワーク活動の推進</p> <p>市は、自主防災組織が消防団、<u>女性防災クラブ</u>、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p> <p>1. 自主防災組織に関する計画</p> <p>大規模災害が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れることや、阻害されることが予想される。このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2) 自主防災組織と防災関係団体等とのネットワーク活動の推進</p> <p>市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見え</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

2-4

2. ボランティアに関する計画

(略)

① (略)

②ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役になるコーディネーターの確保に努める。このため、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

③、④ (略)

第2章 防災訓練及び防災意識の向上

第1節 防災訓練の実施

(1) (略)

(略)

(2) 消火訓練

行政区、自治会（自主防災組織）、消防団、女性防災クラブ、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。

(3) (略)

(略)

(4) (略)

(略)

第2節 防災知識の普及

① (略)

2-8

る密接な関係（ネットワーク）を構築するため、共同で防災訓練に取り組むなど、必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

2. ボランティアに関する計画

(略)

① (略)

② ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び県は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役になるコーディネーターの確保に努める。このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市及び県は、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。

なお、市等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。

③、④ (略)

第2章 防災訓練及び防災意識の向上

第1節 防災訓練の実施

(1) (略)

(略)

(2) 消火訓練

行政区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。

(3) (略)

(略)

(4) (略)

(略)

第2節 防災知識の普及

① (略)

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<p>2-9</p>	<p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>③ 報道機関への協力</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>③ 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、<u>飲料水、食料その他の生活必需品について、1週間分程度の家庭内備蓄を推進する。</u></p> <p>④ 報道機関への協力</p> <p>(略)</p>
<p>2-11</p>	<p>第3章 避難対策</p> <p>第1節 避難に関する計画</p> <p>2. 指定避難所の指定及び選定</p> <p>① 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p> <p>② 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。その際、介護が必要な要配慮者のスペース規模は、<u>収容配置上の工夫</u>を行うとともに、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>なお、避難所は、災害に対して安全な建物で、一定以上の<u>収容可能な施設</u>を選定するものとする。選定に際しては、次の点に留意する。</p> <p>(以下 略)</p> <p>3. 避難所等が備えるべき設備</p> <p>次のものは緊急時に有効と思われる設備であり、これらは平時から避難所等に備え付け、すぐ利用できるよう整備に努めるものとする。</p>	<p>第3章 避難対策</p> <p>第1節 避難に関する計画</p> <p>2. 指定避難所の指定及び選定</p> <p>① 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める<u>規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等</u>の基準に従って指定するものとする。</p> <p>② 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。その際、介護が必要な要配慮者のスペース規模は、<u>状況に応じて配置上の工夫</u>を行うとともに、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>なお、避難所は、災害に対して安全な建物で、一定以上の<u>受入可能な施設</u>を選定するものとする。選定に際しては、次の点に留意する。</p> <p>(以下 略)</p> <p>3. 避難所等が備えるべき設備</p> <p>次のものは緊急時に有効と思われる設備であり、これらは平時から避難所等に備え付け、すぐ利用できるよう整備に努めるものとする。</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

2-12	①～③ （略）						
	<p>また、避難所には内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>4. 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>5. 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>市、警察、消防、消防団等の関係機関は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、緊急輸送道路を中心とした避難道路の通行確保に努めるものとする。</p> <p>6. 避難に関する広報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">(1) （略）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">（略）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(2) 避難のための知識の普及</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ （略）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ （略）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ <u>避難生活上の心得</u> 等</td></tr> </table>	(1) （略）	（略）	(2) 避難のための知識の普及	必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。	・ （略）	・ （略）
(1) （略）							
（略）							
(2) 避難のための知識の普及							
必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。							
・ （略）							
・ （略）							
・ <u>避難生活上の心得</u> 等							
2-13	<p>7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画</p> <p>市及び防災上重要な施設管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">（略）</td> <td style="padding: 2px;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	（略）	（略）		
主体	内容						
（略）	（略）						

①～③ （略）							
<p>また、避難所には内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。特に、<u>避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等</u>を図る。</p> <p>4. 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p> <p>(削除)</p> <p>5. 避難に関する広報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">(1) （略）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">（略）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">(2) 避難のための知識の普及</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ （略）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ （略）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">・ <u>避難場所、避難所滞在中の心得</u> 等</td></tr> </table>	(1) （略）	（略）	(2) 避難のための知識の普及	必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。	・ （略）	・ （略）	・ <u>避難場所、避難所滞在中の心得</u> 等
(1) （略）							
（略）							
(2) 避難のための知識の普及							
必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。							
・ （略）							
・ （略）							
・ <u>避難場所、避難所滞在中の心得</u> 等							
<p>6. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画</p> <p>市及び防災上重要な施設管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">（略）</td> <td style="padding: 2px;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	（略）	（略）			
主体	内容						
（略）	（略）						

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

2-14	<p>●防災上重要な施設管理者の留意事項 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。</p> <p>(略) ア (略) イ (略) ウ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、<u>収容施設の確保</u>、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する避難誘導の実施方法等について定める。</p>	<p>●防災上重要な施設管理者の留意事項 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。</p> <p>(略) ア (略) イ (略) ウ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、<u>他の医療機関等の確保</u>、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する避難誘導の実施方法等について定める。</p>
	<p>第2節 必需物資の確保対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 食品及び生活必需品の確保</p> <p>市を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。</p> <p>① 米穀の確保 市は、県が策定した「<u>応急用米穀取扱要領</u>」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達に困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「<u>愛知県応急米穀取扱要領</u>」及び「<u>米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領</u>」により調達を図る。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 必需物資の確保対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 食品及び生活必需品の確保</p> <p>市を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。</p> <p>① 米穀の確保 市は、県が策定した「<u>愛知県応急用米穀取扱要領</u>」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達に困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「<u>愛知県応急用米穀取扱要領</u>」及び「<u>米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領</u>」により調達を図る。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(略)</p>
2-15	(追加)	<p>第4章 避難行動の促進対策</p> <p><u>避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すこと</u></p>

を基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。

災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。

第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備

県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するための体制を整備する。

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

第2節 避難場所及び避難道路の指定等

1. 避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

（1）広域避難場所の選定

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要

2-16

面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模なげ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度、疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 広域避難場所標識の設置等

広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(3) 一時避難場所の確保

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

2. 避難道路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

エ 浸水等の危険のない道路であること。

2-17

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

1. 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

①豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

②収集できる情報として次の情報を踏まえること

ア 気象予警報及び気象情報

イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報

ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報

③「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）を参考にすること

④区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること

ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

イ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区等）

⑤避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めるとし、中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台は、市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言を行うものとする。

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整

窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- ①避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- ②避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- ④避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- ⑤避難場所、避難所の管理に関する事項
 - ア 避難場所や避難所の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務
- ⑥災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

①学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮し

2-19

た上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

②義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

③病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2. 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域のある市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第5節 避難に関する意識啓発

1. 市における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

（1）避難場所等の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ①避難場所、避難所の名称
- ②避難場所、避難所の所在位置
- ③避難地区分け
- ④避難場所、避難所への経路
- ⑤避難場所、避難所の区分
- ⑥その他必要な事項

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<p>2-20</p>	<p>第4章 要配慮者対策</p> <p>4. 外国人等に対する防災対策</p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。</p>	<p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>①平常時における避難のための知識</p> <p>②避難時における知識</p> <p>③避難場所、避難所滞在中の心得</p> <p>第5章 要配慮者対策</p> <p>4. 外国人等に対する防災対策</p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。</p>								
<p>2-23</p>	<p>① 避難場所の標識等を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化の推進を図る。</p> <p>② 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動の推進を図る。</p> <p>③ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p>	<p>① 避難場所や避難所、避難道路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化の推進を図る。</p> <p>② 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。</p> <p>③ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動の推進を図る。</p> <p>④ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p>⑤ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</p>								
<p>2-24</p>	<p>第5章 帰宅困難者対策</p> <p>1. 帰宅困難者への対策方針</p> <table border="1" data-bbox="225 1637 730 2018"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>公共交通機関が運行を停止した場合、時間帯によっては自力で帰宅することが難しい帰宅困難者が大量に発生する可能性があるため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について平時から広報するとともに、企業等に対して、従業員等を</td> </tr> </tbody> </table>	主体	実施内容	(略)	公共交通機関が運行を停止した場合、時間帯によっては自力で帰宅することが難しい帰宅困難者が大量に発生する可能性があるため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について平時から広報するとともに、企業等に対して、従業員等を	<p>第6章 帰宅困難者対策</p> <p>1. 帰宅困難者への対策方針</p> <table border="1" data-bbox="783 1637 1289 2018"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>公共交通機関が運行を停止した場合、時間帯によっては自力で帰宅することが難しい帰宅困難者が大量に発生する可能性があるため、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平時から積極</td> </tr> </tbody> </table>	主体	実施内容	(略)	公共交通機関が運行を停止した場合、時間帯によっては自力で帰宅することが難しい帰宅困難者が大量に発生する可能性があるため、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平時から積極
主体	実施内容									
(略)	公共交通機関が運行を停止した場合、時間帯によっては自力で帰宅することが難しい帰宅困難者が大量に発生する可能性があるため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について平時から広報するとともに、企業等に対して、従業員等を									
主体	実施内容									
(略)	公共交通機関が運行を停止した場合、時間帯によっては自力で帰宅することが難しい帰宅困難者が大量に発生する可能性があるため、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平時から積極									

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	一定期間事業所等内に留めておくことができるよう必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。		的に広報するものとする。また、一斉帰宅を抑制するため、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に滞在させることができるよう必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
(略)	(略)	(略)	(略)
2.	支援体制の構築	2.	支援体制の構築
	<p>帰宅困難者に対する対応は、<u>行政のエリアを越えて、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。</u></p> <p>そのため、関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p>		<p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。</p> <p>また、<u>帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</u></p>
2-25	第6章 文教対策		第7章 文教対策
2-27	第7章 都市の防災性の向上		第8章 都市の防災性の向上
2-30	第8章 建築物等の安全化		第9章 建築物等の安全化
2-31	第3節 文化財の <u>保護</u>		第3節 文化財 <u>保護対策</u>
2-32	第9章 防災設備等の整備		第10章 防災設備等の整備
2-34	第10章 水害予防対策 第1節 河川等の防災対策		第11章 水害予防対策 第1節 河川等の防災対策
			<p>1. 市における措置</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>① (略)</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(略)</p> </div>
(追加)			2. 浸水想定区域のある市における措置

（１）市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合においては、これらの施設の名称及び所在地

ア 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

エ ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

（２）防災マップ等の配布

浸水想定区域のある場合、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3. 地下街等の所有者又は管理者における措置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらな

2-36		<p>なければならない。</p> <p><u>（１）計画の策定</u></p> <p>単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。</p> <p><u>（２）訓練の実施</u></p> <p>地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施。</p> <p><u>（３）自衛水防組織の設置</u></p> <p>地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。</p> <p>4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p><u>（１）計画の策定</u></p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p><u>（２）訓練の実施</u></p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p><u>（３）自衛水防組織の設置</u></p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p>5. 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p><u>（１）計画の策定</u></p> <p>大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p><u>（２）訓練の実施</u></p> <p>大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練</p>
------	--	--

第4節 砂防対策

荒廃した山地からの集中豪雨等による土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進するよう、国及び県に積極的に働きかけるものとする。

人命保護の立場から、土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を、県とともに推進する。

① （略）

（略）

② 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、危険度の高い急傾斜地の崩壊を防止する法面改良、土留施設又は排水施設の整備を県に働きかける。

③ 総合土砂災害対策

ア （略）

イ 土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、指定区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努めるものとする。

の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第4節 砂防対策

集中豪雨等に伴う土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進するよう、国及び県に積極的に働きかけるものとする。

また、土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を、県とともに推進する。

① （略）

（略）

② 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面改良、土留施設又は排水施設の整備を県に働きかける。

③ 総合土砂災害対策

ア （略）

イ 土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、指定区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努めるものとする。

また、中部地方整備局及び県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

2-38	<p>なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、次の区域である。</p> <p>（以下、略）</p> <p>（追加）</p>	<p><u>礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。</u></p> <p>なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、次の区域である。</p> <p>（以下、略）</p> <p>1. 市における措置</p> <p><u>（1）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</u></p> <p><u>市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</u></p> <p><u>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難道路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>オ 救助に関する事項</u></p> <p><u>カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項</u></p> <p><u>（2）ハザードマップの作成及び周知</u></p> <p><u>警戒区域をその区域に含む場合、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。</u></p>
------	---	---

2-39 第1_1章 事故・火災等予防対策

2-42 第1_2章 広域応援体制の整備

第1節 広域応援体制の整備

(1) (略)
(略)
(2) 応援要請、受け入れ体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・大規模な災害が発生し、市内外からの広域的な応援を受ける場合には、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努め
(3) (略)
(略)

2-44 第1_3章 防災に関する調査研究の推進

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制（組織の動員配備）

第1節 災害対策本部の組織等



第2節 非常配備の体制等

また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知するものとする。

第1_2章 事故・火災等予防対策

第1_3章 広域応援体制の整備

第1節 広域応援体制の整備

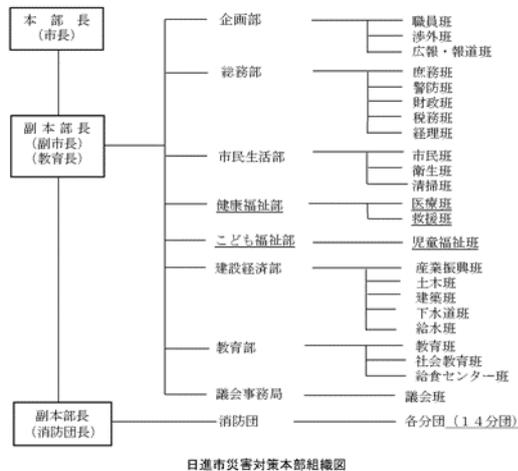
(1) (略)
(略)
(2) 応援要請、受け入れ体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・大規模な災害が発生し、市内外からの広域的な応援を受ける場合には、自衛隊・警察・消防をはじめとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努め
(3) (略)
(略)

第1_4章 防災に関する調査研究の推進

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制（組織の動員配備）

第1節 災害対策本部の組織等



第2節 非常配備の体制等

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

2. 非常配備体制の区分と基準		
種別	配備内容	配備基準
(略)	非常配備に係る警報等は発表されていないが、注意報等が発表され、気象情報等から以後の状況推移に注意を要するときに配備するもので、状況により非常配備体制に移行できる態勢とする。	
(略)	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる態勢とし、危機管理課、総務課、道路建設課、土木管理課及び総務部の一部が待機する体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・次の各警報の一つ以上が、日進市に発表され、かつ小規模な災害のおそれがあるとき 大雨警報／洪水警報／暴風警報 ・その他本部長が必要と認めたとき
(略)	小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するために配備するもので、危機管理課、総務課、道路建設課、土木管理課、総務部の一部及び応急活動に対応できる必要な人員により活動する体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な災害が発生したとき ・大雨特別警報あるいは暴風特別警報が発表されたとき ・上記のほか、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき ・その他本部長が必要と認めたとき
(略)	大規模な災害が発	・大規模な災害が発

3-4

2. 非常配備体制の区分と基準		
種別	配備内容	配備基準
(略)	非常配備に係る警報等は発表されていないが、注意報等が発表され、気象情報等から以後の状況推移に注意を要するときに配備するもので、状況により非常配備体制に移行できる体制とする。 <u>（自宅待機等）</u>	
(略)	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、危機管理課、総務課、道路建設課、土木管理課及び総務部の一部の職員により構成する班体制（6班体制）が待機する体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・次の各警報の一つ以上が、日進市に発表され、かつ小規模な災害のおそれがあるとき 大雨警報／洪水警報／暴風警報 ・その他災害対策本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき
(略)	第一次非常配備体制に加え、小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するため、必要に応じ配備するもので、災害の規模等に応じ、活動に必要な人員を確保できる非常配備班（18班編成）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な災害が発生したとき ・大雨特別警報あるいは暴風特別警報が発表されたとき ・上記のほか、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき ・その他災害対策本部長または総務部長もしくは第一次非常配備グループ長が必要と認めたとき
(略)	大規模な災害が発	・大規模な災害が発

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

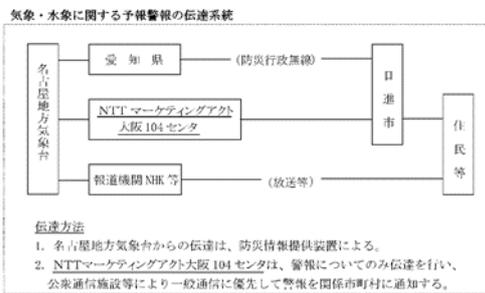
生又は発生するおそれがある場合 で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する態勢で、全職員により活動する体制とする。	発生したとき ・上記のほか、大規模な災害が発生するおそれあるとき ・その他本部長が必要と認めるとき
--	---

生又は発生するおそれがある場合 で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する体制で、全職員により活動する体制とする。	発生したとき ・上記のほか、大規模な災害が発生するおそれあるとき ・その他災害対策本部長もしくはは総務部長が必要と認めるとき
--	--

第2章 気象情報等の伝達

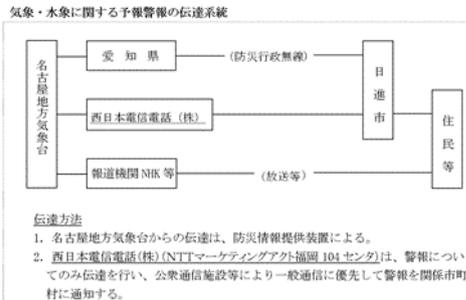
2. 市における予警報の伝達要領

3-7



第2章 気象情報等の伝達

2. 市における予警報の伝達要領



第3章 被害状況等の収集・伝達

3. 情報の一般的収集、伝達系統

3-8

- ① (略)
- ②情報の収集伝達については、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、市ホームページや災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話、あるいは携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を利用する。同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するため防災行政無線、災害時優先電話などにより防災関係機関相互の回線を確保する。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)

第3章 被害状況等の収集・伝達

3. 情報の一般的収集、伝達系統

- ① (略)
- ②情報の収集伝達については、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、市ホームページや災害時優先電話、あるいは携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を利用する。同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するため防災行政無線、災害時優先電話などにより防災関係機関相互の回線を確保する。
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)

5. 関係機関及び住民等への伝達の方法

主体	内容
(略)	関係部課に周知徹底し得ようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備して

5. 関係機関及び住民等への伝達の方法

主体	内容
(略)	関係部課に周知徹底し得ようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備して

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

3-9	<p>おくとともに、次の方法により速やかに住民等に周知徹底するものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥報道機関に依頼する。</p> <p>⑦ （略）</p>	<p>おくとともに、次の方法により速やかに住民等に周知徹底するものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥報道機関に依頼する。</p> <p><u>緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を知事を通じて依頼することができる。</u></p> <p><u>なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。</u></p> <p>⑦ （略）</p>
	<p>第4章 水防</p> <p>(1) （略）</p> <p>（略）</p> <p>(2) 水防活動</p> <p>水防のための巡視、警戒は、次の場合に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨や長雨により河川、ため池等の増水のおそれがあり、田畑の冠水又は建築物における床下浸水等の被害の発生が予想される時。 ・ その他出水状況を勘案し、第二次もしくは第三次非常配備体制により、水防態勢を強化したとき。 <p>① （略）</p> <p>（略）</p> <p>②水防作業隊（消防団）の非常配備</p> <p>水防管理者（市長）の要請により、消防団組織を水防作業隊組織に切り換え、これを有効的な活用を図るものとする。</p> <p>ア （略）</p> <p>（略）</p>	<p>第4章 水防</p> <p>(1) （略）</p> <p>（略）</p> <p>(2) 水防活動</p> <p>水防のための巡視、警戒は、次の場合に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨や長雨により河川、ため池等の増水のおそれがあり、田畑の冠水又は建築物における床下浸水等の被害の発生が予想される時。 ・ その他出水状況を勘案し、第二次もしくは第三次非常配備体制により、水防態勢を強化したとき。 <p>① （略）</p> <p>（略）</p> <p>②水防作業隊（消防団）の非常配備</p> <p>水防管理者（市長）の要請により、消防団組織を水防作業隊組織に切り換え、これを有効的な活用を図るものとする。</p> <p>ア （略）</p> <p>（略）</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

3-14

イ	(略)
	(略)
ウ	全員非常招集
	水防作業隊長（消防団長）は、状況により水防作業隊の全員をそれぞれ所定の場所に招集して、巡視警戒員を増強し、監視を強化するなど水防態勢の万全を期すものとする。
	また、災害対策本部と常に密接な連絡を保ち、招集を完了した際の人員報告、その他は <u>氾濫状況等の必要事項を報告する。</u>
エ	(略)
(3)	(略)
	(略)
(4)	(略)
	(略)
(5)	破堤、溢水の通報
①	(略)
②	(略)
	(追加)
(6)	(略)
	(略)
(7)	(略)
	(略)

第6章 広報

主体	内容
(略)	① 広報活動
	ア (略)
	(略)
	イ (略)
	(略)
	(追加)

3-18

イ (略)

(略)

ウ 全員非常招集

水防作業隊長（消防団長）は、状況により水防作業隊の全員をそれぞれ所定の場所に招集して、巡視警戒員を増強し、監視を強化するなど水防態勢の万全を期すものとする。

また、災害対策本部と常に密接な連絡を保ち、招集を完了した際の人員報告、その他は氾濫状況等の必要事項を報告する。

エ (略)

(3) (略)

(略)

(4) (略)

(略)

(5) 破堤、溢水の通報

① (略)

② (略)

③ 決壊か所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

(6) (略)

(略)

(7) (略)

(略)

第6章 広報

主体	内容
(略)	① 広報活動
	ア (略)
	(略)
	イ (略)
	(略)
	ウ <u>広報活動の実施方法</u>
	・ <u>避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</u>
	・ <u>各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメデ</u>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<p>3-19</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>			②	(略)		(略)	③	(略)		(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p>ィアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>		<p>ィアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p>	②	(略)		(略)	③	(略)		(略)
②	(略)																					
	(略)																					
③	(略)																					
	(略)																					
	<p>ィアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p>																					
②	(略)																					
	(略)																					
③	(略)																					
	(略)																					
<p>第7章 避難 第1節 避難対策</p>	<p>災害により危険が急迫し、住民等の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責務者である市長を中心として避難実施に係る関係者間で相互に連携をとり、住民等に対し避難のための立退きを勧告、指示して安全な場所への避難措置をとるものとする。</p>	<p>第7章 避難 第1節 避難対策</p>	<p>被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</p>																			
<p>1. 避難のための準備情報・勧告・指示</p>	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備(要配慮者避難)情報を伝達する。</p> <p>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p>避難のための立退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>指定行政機関の長</u>もしくは<u>指定地方行政機関の長</u>又は知事に対し、助言を求めることができる。</p>	<p>1. 避難のための準備情報・勧告・指示</p>	<p>災害応急対策責任者(災害対策基本法第50条)は、<u>気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意するものとする。</u></p> <p>市長等は、<u>災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。</u></p>																			
<p>(以下 略)</p>	<p>(以下 略)</p>	<p>2. (略)</p>	<p>2. (略)</p>																			

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<p>3-20</p>	<p>2. 避難勧告等に関する基準</p>	<p>3. 避難勧告等に関する基準</p>
<p>3-21</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 河川洪水に関する定量的基準</p> <p>① 避難勧告準備情報</p> <p>河川の水位が水防警戒のために出動する高さ（はん濫注意水位）に達し、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合（注）「はん濫注意水位」の高さは河川幅にもよるが、おおむね「はん濫危険水位」（堤防天端-0.8m）の2m下がりが標準とされる。日進市では、野方橋付近に観測機器が設置されており、判断の一つの目安とする。</p> <p>② 避難勧告</p> <p>河川水位がはん濫危険水位に達し、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 河川洪水に関する定量的基準</p> <p>① 避難勧告準備情報</p> <p>河川の水位が水防警戒のために出動する高さ（氾濫注意水位）に達し、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合（注）「氾濫注意水位」の高さは河川幅にもよるが、おおむね「氾濫危険水位」（堤防天端-0.8m）の2m下がりが標準とされる。日進市では、野方橋付近に観測機器が設置されており、判断の一つの目安とする。</p> <p>② 避難勧告</p> <p>河川水位が氾濫危険水位に達し、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p>
<p>3-22</p>	<p>3. 雨の強さと降り方</p>	<p>4. 雨の強さと降り方</p>
<p></p>	<p>4. 土砂災害の主な前兆現象</p>	<p>5. 土砂災害の主な前兆現象</p>
<p>3-23</p>	<p>5. 風の強さと吹き方</p>	<p>6. 風の強さと吹き方</p>
<p></p>	<p>6. 異常現象を発見した場合の措置</p>	<p>7. 異常現象を発見した場合の措置</p>
<p>3-24</p>	<p>7. 避難勧告・指示の周知、報告及び避難の準備</p> <p>(1) 避難の勧告・指示等の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) 伝達手段は、防災行政無線のほか、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページや防災情報ブログ、広報車の巡回あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた 	<p>8. 避難勧告・指示の周知、報告及び避難の準備</p> <p>(1) 避難の勧告・指示等の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) 伝達手段は、防災行政無線のほか、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページや防災情報ブログ、広報車の巡回あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

	<p>電話連絡や戸別伝達に加えて、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p> <p>・（略）</p> <p>（２）（略）</p> <p>（略）</p> <p>（３）避難の準備</p> <p>避難の準備については、次の諸点の周知徹底を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） <p>・病院等で多数の傷病者や高齢者を<u>収容</u>している施設にあっては、綿密な避難計画を立て、これに基づく避難訓練等を実施し、消防、警察と連絡を密にする。</p>	<p>電話連絡や戸別伝達に加えて、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。<u>このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。</u></p> <p>・（略）</p> <p>（２）（略）</p> <p>（略）</p> <p>（３）避難の準備</p> <p>避難の準備については、次の諸点の周知徹底を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） <p>・病院等で多数の傷病者や高齢者を<u>診療等</u>している施設にあっては、綿密な避難計画を立て、これに基づく避難訓練等を実施し、消防、警察と連絡を密にする。</p>
<p>3-25</p>	<p><u>8.</u> モーターサイレンによる周知</p> <p><u>9.</u> 避難勧告・指示等が出された場合の留意事項</p> <p><u>10.</u> 避難誘導及び移送</p>	<p><u>9.</u> モーターサイレンによる周知</p> <p><u>10.</u> 避難勧告・指示等が出された場合の留意事項</p> <p><u>11.</u> 避難誘導及び移送</p>
<p>3-26</p>	<p>第2節 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため<u>現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</u>を、一時的に<u>収容するための避難所</u>を必要に応じて開設するものとする。また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。</p> <p>（以下 略）</p> <p>2. 避難所の運営</p> <p>市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管</p>	<p>第2節 避難所の開設・運営</p> <p>市は、災害のため<u>避難した居住者や滞在者等や被災した住民等</u>を、一時的に<u>滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設</u>するものとする。また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。</p> <p>（以下 略）</p> <p>2. 避難所の運営</p> <p>市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

3-27	<p>理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点①～④に留意する。</p> <p>（以下 略）</p> <p>① <u>避難所運営本部を適切な時期に設置する。</u></p> <p>② 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、<u>避難所の収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。</u></p> <p>③ <u>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い、人権侵害の防止（ドメスティックバイオレンス等の暴力防止）等に配慮する。特に、避難所における安全性を確保するなど、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>④ 市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。</p>	<p>理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点①～⑥に留意する。</p> <p>（以下 略）</p> <p>① <u>避難所運営マニュアルに基づく避難所運営</u> <u>市や県が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。</u></p> <p>② <u>避難者の把握</u> 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、<u>避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。</u></p> <p>③ <u>避難所が危険になった場合の対応</u> <u>避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。</u></p> <p>④ <u>避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</u> 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保、人権侵害の防止（ドメスティックバイオレンス等の暴力防止）等に配慮する。</p> <p>⑤ <u>避難所運営における女性の参画等</u> <u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p> <p>⑥ <u>避難者への情報提供</u> 市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。<u>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避</u></p>
------	---	---

<p>⑤ 避難所内に要配慮者がいる場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて福祉避難所を早期に開設するよう努める。</p> <p>⑥ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。</p> <p>⑦ 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等については、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるように努める。</p> <p>⑧ ペットと同行している避難者に対し、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p> <p>⑨ 家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅被災者に対しては、避難所において物資の配給等を行う。</p>	<p>難所にも提供するように努める。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。</p> <p>⑦ 要配慮者へ支援 避難所内に要配慮者がいる場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて福祉避難所を早期に開設するよう努める。</p> <p>⑧ 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。 なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。</p> <p>⑨ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。</p> <p>⑩ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努める。</p> <p>⑪ ペットの取扱 ペットと同行している避難者に対し、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p>
--	--

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

3-28

⑩ 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活にかかわる情報を提供するように努める。

⑪ 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」（県と県内5つの生活衛生同業組合との協定）に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

3. 避難所の供与

(1) (略)
(略)
(2) 状況の報告
避難所を開設した場合には、市長は直ちに住民等に周知するとともに、避難所開設状況を知事（尾張県民事務所長）に報告するものとする。報告事項は次のとおりである。
ア (略)
イ 箇所数及び <u>収容人員</u>
ウ (略)
(3) (略)
(略)

第8章 要配慮者支援対策

(追加)

3-30

⑫ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」（県と県内5つの生活衛生同業組合との協定）に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

3. 避難所の供与

(1) (略)
(略)
(2) 状況の報告
避難所を開設した場合には、市長は直ちに住民等に周知するとともに、避難所開設状況を知事（尾張県民事務所長）に報告するものとする。報告事項は次のとおりである。
ア (略)
イ 箇所数及び <u>避難している人員</u>
ウ (略)
(3) (略)
(略)

第8章 要配慮者支援対策

■あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努める。

■避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<p>3-31</p>	<p>7. 外国人への情報の提供と収集</p> <p><u>国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。</u></p> <p>7. 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p><u>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</u></p> <p><u>(1) 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</u></p> <p><u>(2) 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u></p> <p><u>(3) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u></p> <p><u>(4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u></p>
<p>3-32</p>	<p>第9章 帰宅困難者対策</p> <p>帰宅困難者対策は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p>市は、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供等支援体制の構築、及び必要に応じて滞在場所の確保等の支援を行う。</p> <p>事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>1. 市における措置</p> <p>① 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</p>	<p>第9章 帰宅困難者対策</p> <p>帰宅困難者対策は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p>市は、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供等支援体制の構築、及び必要に応じて滞在場所の確保等の支援を行う。</p> <p>事業所や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>1. 市における措置</p> <p>① 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、<u>帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</u>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

3-33	<p>② （略）</p> <p>③ 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</p> <p>④ 企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p>													
	<p>第10章 救出</p> <p>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長)は、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容する。行方不明者は捜索し保護する。また、救出にあたっては、要配慮者を優先する。</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 救出対策</td></tr> <tr><td>市、消防、警察、消防団は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関(救護所を含む)に収容する。</td></tr> <tr><td>(2) (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(3) (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(4) (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(5) (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>第11章 医療救護・防疫・保健衛生</p> <p>第1節 医療救護</p> <p>1. 医療救護班の編成、派遣</p> <table border="1"> <tr><td>① (略)</td></tr> <tr><td>② (略)</td></tr> <tr><td>③ (略)</td></tr> <tr><td>④ 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とするものについては、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</td></tr> </table>	(1) 救出対策	市、消防、警察、消防団は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関(救護所を含む)に収容する。	(2) (略)	(略)	(3) (略)	(略)	(4) (略)	(略)	(5) (略)	(略)	① (略)	② (略)	③ (略)
(1) 救出対策														
市、消防、警察、消防団は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関(救護所を含む)に収容する。														
(2) (略)														
(略)														
(3) (略)														
(略)														
(4) (略)														
(略)														
(5) (略)														
(略)														
① (略)														
② (略)														
③ (略)														
④ 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とするものについては、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。														

3-34	<p>② （略）</p> <p>③ 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。</p> <p>④ 安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。</p>													
	<p>第10章 救出</p> <p>市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長)は、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。行方不明者は捜索し保護する。また、救出にあたっては、要配慮者を優先する。</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 救出対策</td></tr> <tr><td>市、消防、警察、消防団は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関(救護所を含む)に搬送する。</td></tr> <tr><td>(2) (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(3) (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(4) (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(5) (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>第11章 医療救護・防疫・保健衛生</p> <p>第1節 医療救護</p> <p>1. 医療救護班の編成、派遣</p> <table border="1"> <tr><td>① (略)</td></tr> <tr><td>② (略)</td></tr> <tr><td>③ (略)</td></tr> <tr><td>④ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とするものについては、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。</td></tr> </table>	(1) 救出対策	市、消防、警察、消防団は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関(救護所を含む)に搬送する。	(2) (略)	(略)	(3) (略)	(略)	(4) (略)	(略)	(5) (略)	(略)	① (略)	② (略)	③ (略)
(1) 救出対策														
市、消防、警察、消防団は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関(救護所を含む)に搬送する。														
(2) (略)														
(略)														
(3) (略)														
(略)														
(4) (略)														
(略)														
(5) (略)														
(略)														
① (略)														
② (略)														
③ (略)														
④ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とするものについては、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。														

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

3-35	注1) 本編第29章「 <u>防災ヘリコプターの活用</u> 」
	3. 医療及び助産の対象、範囲、方法等
	医療
	(1) (略)
	(略)
	(2) 対象範囲
	医療の対象範囲は、病院又は診療所への <u>収容</u> 、診察、処置、手術その他の治療及び施術、薬剤又は治療材料の支給、看護とする。
	(3) (略)
	(略)
	(4) (略)
3-38	第2節 防疫・保健衛生
	4. 応援協力要請
	市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。
	第12章 水・食品・生活必需品の供給
	第2節 食品の供給
	(1) (略)
	(略)
	(2) (略)
	(略)
	(3) 食品供与の対象者

	注1) 本編第29章「 <u>航空機の活用</u> 」
	3. 医療及び助産の対象、範囲、方法等
	医療
	(1) (略)
	(略)
	(2) 対象範囲
	医療の対象範囲は、病院又は診療所への <u>搬送</u> 、診察、処置、手術その他の治療及び施術、薬剤又は治療材料の支給、看護とする。
	(3) (略)
	(略)
	(4) (略)
	第2節 防疫・保健衛生
	4. 応援協力要請
	(1) 市は、 <u>県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。</u>
	(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。
	(3) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、 <u>県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。</u>
	(4) 県は、市町村からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、 <u>DPATを派遣する。</u>
	第12章 水・食品・生活必需品の供給
	第2節 食品の供給
	(1) (略)
	(略)
(2) (略)	
(略)	
(3) 食品供与の対象者	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<p>3-40</p>	<p>① 避難所に収容された者</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（４）米穀</p> <p>① 主食の応急用供給は、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき、農業協同組合等と緊密な連絡をはかり、主食の安定供給の確保を図る。</p> <p>② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第４章第１０の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>③ （略）</p> <p>（追加）</p> <p>（５） （略）</p> <p>（略）</p>	<p>① 避難所に避難している者</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（４）米穀</p> <p>① 主食の応急用供給は、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき、農業協同組合等と緊密な連絡をはかり、主食の安定供給の確保を図る。</p> <p>② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第４章第１０の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、<u>長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。</u></p> <p>（５） （略）</p> <p>（略）</p>
<p>3-42</p>	<p>第１３章 輸送対策</p> <p>（追加）</p>	<p>第１３章 輸送対策</p> <p>１．緊急輸送道路の確保</p> <p>（１）道路被害情報の収集</p> <p><u>巡視等の実施により、被害情報を速やかな把握に努める。</u></p> <p>（２）緊急輸送道路の機能確保</p> <p><u>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</u></p> <p><u>なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>（３）情報の提供</p> <p><u>緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</u></p>

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

3-56 市は、大規模な災害が発生して県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保、整備に努めるものとする。

(以下 略)

第19章 遺体の取扱い

災害により死亡した可能性が高いと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処置を経て、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。

3-58

第2節 遺体の処置

(1) (略)	
(略)	
(2) 遺体処置の方法	
主体	内容
(略)	収容した遺体について検視（見分）を実施する。
(略)	(略)
(略)	検視（見分）及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処置を行う。 ① (略) ② (略)

市は、大規模な災害が発生して県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保、整備に努めるものとする。

(以下 略)

第19章 遺体の取扱い

災害により死亡した可能性が高いと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処置を経て、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第2節 遺体の処置

(1) (略)	
(略)	
(2) 遺体処置の方法	
主体	内容
(略)	収容した遺体について検視（調査※）を実施する。 <u>現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にし、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。</u> ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）
(略)	(略)
(略)	検視（調査）及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処置を行う。 ① (略) ② (略)

	(3) (略)
	(略)
	(4) (略)
	(略)
3-62	第21章 住宅対策
	第1節 被災住宅等の調査
	市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明の交付、 <u>応急仮設住宅の建設</u> 、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要となる、次の調査を実施する。
	(1)、(2) (略)
	(3) 応急仮設住宅の <u>建設</u> 現地活動上の支障事項等
	(4) (略)
	第2節 応急仮設住宅の供与
	災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、 <u>応急仮設住宅を設置するものとする。</u>
	(追加)
	(1) 対象者
自己の資力では住宅を建築することができない者で、次のいずれかに該当する者とする。	
・災害のため住家が全壊（焼）、流失した者	
・居住する仮住家がない者	
(2) 方法	
・ (略)	

	(3) (略)
	(略)
	(4) (略)
	(略)
	第21章 住宅対策
	第1節 被災住宅等の調査
	市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明の交付、 <u>応急仮設住宅の設置</u> 、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要となる、次の調査を実施する。
	(1)、(2) (略)
	(3) 応急仮設住宅の <u>設置</u> 現地活動上の支障事項等
	(4) (略)
	第2節 応急仮設住宅の供与
	災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、 <u>応急仮設住宅を設置するものとする。</u>
	<u>応急仮設住宅の設置については、建設又は賃貸住宅等の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</u>
	1. 応援協力の要請
市は、 <u>住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。</u>	
県は、 <u>応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</u>	
2. 被災者の入居及び管理運営	
(1) 対象者	
災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。	
・住家が全壊、全焼又は流失した者であること。	
・居住する住家がない者であること。	
・ <u>自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。</u>	
(2) 方法	
・ (略)	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

3-63	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） <p>・応急仮設住宅を迅速に供与するため、市はあらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） <p>・応急仮設住宅を迅速に供与するため、市はあらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅の設置候補地台帳を作成しておく。</p>
	（3）入居者の選定	（3）入居者の選定
	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） <p>・入居者の決定は、<u>災害救助法が適用されない場合、市長が行う。災害救助法が適用された場合は、県が行う救助の補助として委託された市が、入居者の選定を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） <p>・入居者の選定については、県が行う救助の補助として委託された市が<u>これを行う。</u></p>
	（4）期間等	（4）管理運営
<p><u>災害救助法が適用された場合の着工、供与の期間等</u>については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><u>応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として委託された市がこれを行う。</u></p> <p><u>応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u></p>	
（5）供与の期間	（5）供与の期間	
	<p><u>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。</u></p>	
（6）災害救助法の適用等	（6）災害救助法の適用等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> ・<u>災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</u> 	

3-64

第3節 住宅の応急修理

災害により住家に被害（半壊又は半焼）を受けたもので、自らの資力で応急修理のできない者に対して、炊事場、便所、日常生活に欠くことのできない居室等の部分については必要最少限度の補修を行うものとする。

(1) (略)
(略)
(2) (略)
(略)
(3) (略)
(略)
(4) 期間、費用等
災害救助法が適用された場合の <u>応急修理の期間、費用等</u> については、災害救助法施行細則による。

第4節 障害物の除去

災害により土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に流入し、自らの資力でそれを除去することができない者に対し、必要最少限度の日常生活が可能となるよう障害物を除去するものとする。

3-65

(1) (略)
(略)
(2) (略)
(略)
(3) (略)
(略)
(4) (略)
(略)

第3節 住宅の応急修理

災害により住家に被害（半壊又は半焼）を受けたもので、自らの資力で応急修理のできない者に対して、炊事場、便所、日常生活に欠くことのできない居室等の部分については必要最少限度の補修を行うものとする。

市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

(1) (略)
(略)
(2) (略)
(略)
(3) (略)
(略)
(4) <u>災害救助法の適用等</u>
<u>・災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u>
<u>・災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</u>

第4節 障害物の除去

災害により土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に流入し、自らの資力でそれを除去することができない者に対し、必要最少限度の日常生活が可能となるよう障害物を除去するものとする。

1. 市による措置

(1) (略)
(略)
(2) (略)
(略)
(3) (略)
(略)
(4) (略)
(略)

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

3-66	(5) (略)
	(略)
	(6) 期間等
	災害救助法が適用された場合の除去の期間、費用等は、災害救助法施行細則による。
	市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
	第22章 防災営農
	市及び土地改良区、農業協同組合等農業関係団体は、災害による農林関係被害を防除するため、農地、農業用施設、農作物、家畜等に対する必要な措置を講じるものとする。
	(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置
	市及び土地改良区は、災害防除のため次の応急措置をとる。
	①農地 河川等の <u>はん濫</u> により農地がたん水した場合は、ポンプによる排水を行い、被害が拡大しないように努める。ポンプ排水にあたっては、排水する河川の状況に留意する。
② (略)	
(略)	
③ (略)	
(略)	
(2) (略)	
(略)	
(3) (略)	
(略)	

(5) (略)
(略)
(6) 応援要請
市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
2. 災害救助法の適用
災害救助法が適用された場合、知事が実施することとなるが、市長へ委任された場合、市長が実施する。
なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
第22章 防災営農
市及び土地改良区、農業協同組合等農業関係団体は、災害による農林関係被害を防除するため、農地、農業用施設、農作物、家畜等に対する必要な措置を講じるものとする。
(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置
市及び土地改良区は、災害防除のため次の応急措置をとる。
①農地 河川等の <u>氾濫</u> により農地がたん水した場合は、ポンプによる排水を行い、被害が拡大しないように努める。ポンプ排水にあたっては、排水する河川の状況に留意する。
② (略)
(略)
③ (略)
(略)
(2) (略)
(略)
(3) (略)
(略)

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

3-67

第23章 文教災害対策

第24章 鉄道災害対策

鉄道事業者及び関係機関は、列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった鉄道災害に対して、救助等の迅速な措置をとるものとする。

主体	内容
(略)	(略)
(略)	①～③ (略) ④負傷者が発生した場合は、医療機関等による医療救護班を現地に派遣し、応急処置を施した上、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び <u>遺体収容所</u> 等の設置又は手配を行う。 ⑤～⑧ (略)

3-69

第25章 道路災害対策

道路管理者及び関係機関は、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者発生といった道路災害に対して、救助等の迅速な措置をとるものとする。

主体	内容
(略)	①～③ (略) ④負傷者が発生した場合は、医療機関等による医療救護班を現地に派遣し、応急処置を施した上、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。 ⑤～⑨ (略)

3-70

第26章 航空災害対策

2. 市及び防災関係機関の措置

(1)～(3) (略)

(4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

3-72

第23章 学校における対策

第24章 鉄道災害対策

鉄道事業者及び関係機関は、列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった鉄道災害に対して、救助等の迅速な措置をとるものとする。

主体	内容
(略)	(略)
(略)	①～③ (略) ④負傷者が発生した場合は、医療機関等による医療救護班を現地に派遣し、応急処置を施した上、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び <u>遺体安置所</u> 等の設置又は手配を行う。 ⑤～⑧ (略)

第25章 道路災害対策

道路管理者及び関係機関は、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者発生といった道路災害に対して、救助等の迅速な措置をとるものとする。

主体	内容
(略)	①～③ (略) ④負傷者が発生した場合は、医療機関等による医療救護班を現地に派遣し、応急処置を施した上、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び <u>遺体安置所</u> 等の設置又は手配を行う。 ⑤～⑨ (略)

第26章 航空災害対策

2. 市及び防災関係機関の措置

(1)～(3) (略)

(4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

<p>3-76</p>	<p>(5)～(9) (略)</p> <p>第29章 <u>防災ヘリコプター</u>の活用</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>4. 更生資金</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>① (略)</p> <p>(略)</p> <p>② 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p> <p>なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。</p> <p>③ (略)</p> <p>(略)</p> </div>	<p>(5)～(9) (略)</p> <p>第29章 <u>航空機</u>の活用</p> <p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>4. 更生資金</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>① (略)</p> <p>(略)</p> <p>② 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（<u>公益財団法人都道府県会館</u>）が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p> <p>なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。</p> <p>③ (略)</p> <p>(略)</p> </div>	
<p>4-5</p>	<p>第5編 原子力災害対策計画</p> <p>第1章 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）に係わる災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、防災関係機関等との連携の下に、予防対策の整備を図る。</p> <p>県内においては原子力発電所又は原子炉施設が立地していないものの、放射性物質の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備や、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することで、発災時における被害拡大防止を図るものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) (略)</p> </div>	<p>第5編 原子力災害対策計画</p> <p>第1章 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）に係わる災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、防災関係機関等との連携の下に、予防対策の整備を図る。</p> <p>県内においては原子力発電所又は原子炉施設が立地していないものの、放射性物質の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備や、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することで、発災時における被害拡大防止を図るものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) (略)</p> </div>	

新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画）

5-1	(略)	(略)
	(2) (略)	(2) (略)
	(略)	(略)
	(3) (略)	(3) (略)
	(略)	(略)
	(4) (略)	(4) (略)
	(略)	(略)
	(5) (略)	(5) (略)
	(略)	(略)
5-2		(6) スクリーニング及び人体の除染の体制の整備 市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。
		(7) 医療総括責任者の配置 県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う医療総括責任者をあらかじめ定めておく。